

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成29年5月22日

**【発行者名】** タカラレーベン・インフラ投資法人

**【代表者の役職氏名】** 執行役員 菊池 正英

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区大手町二丁目1番1号

**【事務連絡者氏名】** タカラアセットマネジメント株式会社  
取締役投資運用部長 高橋 衛

**【電話番号】** 03-6262-6402

**【届出の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】** タカラレーベン・インフラ投資法人

**【届出の対象とした募集内国投資証券の形態及び金額】** 形態：投資証券  
発行価額の総額：その他の者に対する割当 297,960,768円

**安定操作に関する事項** 該当事項はありません。

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年5月10日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、平成29年5月22日開催の本投資法人役員会において、発行価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

### 2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）

(3) 発行数

(4) 発行価額の総額

(5) 発行価格

(15) 手取金の使途

第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

オーバーアロットメントによる売出し等について

### 3 【訂正箇所】

訂正箇所は、\_\_\_\_\_ 野で示してあります。

## 第一部【証券情報】

### 第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

#### (3)【発行数】

<訂正前>

3,264口

(注1) 本投資法人は、平成29年5月10日（水）開催の役員会において、本件第三者割当（下記(注2)に定義します。）とは別に、本投資口65,288口の公募による新投資口発行に係る募集（以下「一般募集」といいます。）を行うことを決議しています。一般募集においては、発行投資口数65,288口のうちの一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国及びカナダを除きます。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」といいます。）されることがあります。上記の一般募集に係る発行数は、本書の日付現在における、日本国内における販売（以下「国内販売」といいます。）に係る投資口数（以下「国内販売口数」といいます。）の上限数であり、海外販売に係る投資口数は未定です。

（中略）

(注3) 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は、以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称		みずほ証券株式会社	
割当口数		3,264口	
払込金額		297,000,000円(注)	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
	代表者の氏名	取締役社長 坂井 辰史	
	資本金の額（平成28年12月31日現在）	125,167百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主（平成28年12月31日現在）	株式会社みずほフィナンシャルグループ (95.8%)	
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している本投資法人の投資口の数（平成28年3月末日現在）	該当事項はありません。
	取引関係	一般募集の事務主幹事会社です。	
	人的関係	該当事項はありません。	
本投資口の保有に関する事項		該当事項はありません。	

(注) 払込金額は、平成29年4月19日（水）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

3,264口

(注1) 本投資法人は、平成29年5月10日（水）開催の役員会において、本件第三者割当（下記(注2)に定義します。）とは別に、本投資口65,288口の公募による新投資口発行に係る募集（以下「一般募集」といいます。）を行うことを決議しています。一般募集においては、発行投資口数65,288口のうちの一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国及びカナダを除きます。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」といいます。）されます。上記の一般募集に係る発行数のうち、日本国内における販売（以下「国内販売」といいます。）に係る投資口数（以下「国内販売口数」といいます。）は63,229口であり、海外販売に係る投資口数は2,059口です。

（中略）

(注3) 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は、以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称		みずほ証券株式会社	
割当口数		3,264口	
払込金額		297,960,768円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
	代表者の氏名	取締役社長 坂井 辰史	
	資本金の額（平成28年12月31日現在）	125,167百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主（平成28年12月31日現在）	株式会社みずほフィナンシャルグループ (95.8%)	
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している本投資法人の投資口の数（平成28年3月末日現在）	該当事項はありません。
	取引関係	一般募集の事務主幹事会社です。	
	人的関係	該当事項はありません。	
本投資口の保有に関する事項		該当事項はありません。	

(注)の全文削除

#### (4) 【発行価額の総額】

<訂正前>

297,000,000円

(注) 上記の発行価額の総額は、平成29年4月19日(水)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

297,960,768円

(注)の全文削除

#### (5) 【発行価格】

<訂正前>

未定

(注) 発行価格は、平成29年5月22日(月)から平成29年5月24日(水)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額と同一の価格とします。

<訂正後>

1口当たり91,287円

(注)の全文削除

#### (15) 【手取金の使途】

<訂正前>

本件第三者割当による新投資口発行の手取金上限297,000,000円については、本投資法人が後記「第二部 追完情報 1 投資方針 (2) 投資対象 ① 上場後取得資産及び取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。)(以下「取得予定資産」といいます。)の取得資金として借り入れた借入金の返済に充当し、又は手元資金として将来の特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。)の取得資金の一部に充当する予定です。また、国内販売における手取金5,941,000,000円については、海外販売における手取金(未定)と併せて取得予定資産の取得資金の一部に充当する予定です。

(注) 上記の手取金は、平成29年4月19日(水)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。なお、国内販売における手取金は、本書の日付現在における、国内販売口数の上限に係るものです。

<訂正後>

本件第三者割当による新投資口発行の手取金上限297,960,768円については、本投資法人が後記「第二部 追完情報 1 投資方針 (2) 投資対象 ① 上場後取得資産及び取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。)(以下「取得予定資産」といいます。)の取得資金として借り入れた借入金の返済に充当し、又は手元資金として将来の特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。)の取得資金の一部に充当する予定です。また、国内販売における手取金5,771,985,723円については、海外販売における手取金187,959,933円と併せて取得予定資産の取得資金の一部に充当する予定です。

(注)の全文削除

### 第5 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

#### オーバーアロットメントによる売出し等について

<訂正前>

本投資法人は、平成29年5月10日(水)開催の本投資法人の役員会において、本件第三者割当とは別に、本投資口65,288口の一般募集を行うことを決議していますが、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が本投資法人の投資主である株式会社タカラレーベンから3,264口を上限として借り入れる本投資口の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。

本件第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が株式会社タカラレーベンから借り入れた本投資口(以下「借入投資口」といいます。)の返還に必要な本投資口をみずほ証券株式会社に取得させるために行われます。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成29年6月22日(木)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。)、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーア

ロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）

<訂正後>

本投資法人は、平成29年5月10日（水）開催の本投資法人の役員会において、本件第三者割当とは別に、本投資口65,288口の一般募集を行うことを決議していますが、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が本投資法人の投資主である株式会社タカラレーベンから借り入れる本投資口3,264口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

本件第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が株式会社タカラレーベンから借り入れた本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の返還に必要な本投資口をみずほ証券株式会社に取得させるために行われます。

また、みずほ証券株式会社は、平成29年5月25日（木）から平成29年6月22日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）